

平成 15 年 6 月

医療経済実態調査記入要領

(病院調査票)

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医育機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原爆病院、自衛隊等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）については1/1、一般病院（地域医療支援病院及び社会保険診療報酬における回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院、小児入院医療管理料1・2算定病院、急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院）については1/2、その他については1/5を無作為に抽出して客体を選定しました。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成15年6月1日から平成15年6月30日までの期間について実施します。

5 調査票の種類

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 第1 | 基本データ |
| (2) 第2-1、2 | 収支 |
| (3) 第3 | 給与 |
| (4) 第4 | 資産・負債 |
| (5) 第5 | 設備投資 |
| (6) 第6 | 福利厚生費等の調査 |
| (7) 第7 | 薬剤関係調査 |

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成15年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、中医協（〒100-8785 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）宛に返送してください。

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。

また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。

- (2) わからないところがあれば、調査事務局【厚生労働省保険局医療課内（厚生労働省代表電話 03-5253-1111 内線 3287、3290、FAX 03-3508-2746 又はフリーダイヤル 0120-45-6642、FAX 0120-45-6643）】に問い合わせください。

- (3) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。調査は、医業の経営に関するものに限定しますが、介護保険事業に係る施設サービス、居宅サービスを実施している病院については、その内容についても記入してください。また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分に含めてください。
- (4) 本院、分院等の関係にあつて、会計が一本になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (5) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を「第1基本データ」の欄外上部の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は0を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

「第 1 基本データ」の記入要領（調査票 1、2 頁）

○この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 15 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

- | | |
|-------------------------|--|
| 2 現有の医業用建物の建築
（改築）年月 | <p>現有の医業用建物の建築（改築）年月（完成時）を記入してください。建築年月の異なる建物が併存する場合は、主要な建物の建築年月を記入してください。なお、改築年月については、医業用建物の延面積の概ね 50 % を超える大規模な改築を行った場合に記入してください。</p> |
| 4 医業用建物の保有形態及び延面積 | <p>医業用建物とは、事務室・会議室・院長室等の管理部門、病室・看護師詰所・リネン室等の病棟部門、診察室・処置室・待合室等の外来部門及び図書室・職員宿舍・看護師養成所等その他部門など医業用に使用している全ての建物のことです。</p> <p>保有形態は、次の区分により該当する番号を○で囲み、その延面積を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己所有 自己名義である場合（貸借対照表に建物価額が計上されているケースです。） 2 賃 借 個人、不動産業者などからの賃借の場合（3 を除く。） 3 リース リース業者（①医療用器械などの動産リース業務と②土地、建物などの不動産賃貸業務を行う者）からの建物賃借の場合（2 を除く。） 4 その他 上記以外の特殊なケースの場合（余白に、例えば「国有財産」と簡単に説明してください。） <p>1～4 の保有形態のうち、2 項目以上該当する場合、例えば一棟の建物が自己所有、他の一棟が賃借の場合は 1、2 両方の番号を○で囲み、それぞれの建物の延面積を記入してください。</p> <p><u>医業用と住宅用の建物が同一の場合は、住宅部分を除いた面積を記入してください。</u></p> |
| 6 病 床 の 状 況 | <p>許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外の病床数を記入してください。「（うち）老人」は、特例許可老人病棟の病床数を記入してください。「（うち）介護療養型医療施設分」は、介護療養型医療施設（介護力強化病棟）の病床数を記入してください。なお、平成 13 年 3 月 1 日以降「一般病床」及び「療養病床」の届出を行っていない病院については、経過旧療養型病床群に係る病床数を「2. 療養病床」の欄に記入してください。 2. 療養病床 精神病床、感染症病床、結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床の病床数を記入してください。「（うち）介護療養型医療施設分」は介護療養型医療施設（療養病床及び経過旧療養型病床群）の病床数を記入してください。 3. 精神病床 「（うち）介護療養型医療施設分」は介護療養型医療施設（老人性痴呆疾患療養病棟）の病床数を記入してください。 |

7 入院患者の状況

平成15年6月30日現在
在院患者数

平成15年6月30日の24時現在に在院している患者数を記入してください。

1. 在院中の患者であって、6月30日に外泊している場合でも計上してください。
2. 6月30日に入院し、その日のうちに退院あるいは死亡した者は計上しません。

平成15年6月1か月間の
在院患者延べ数

平成15年6月1か月間、毎日24時現在に在院していた患者の合計を記入してください。

1. この欄には、現に入院していた患者の延べ数を記入してください。
2. 在院中の患者が外泊した場合も計上してください。
3. 入院してその日のうちに退院あるいは死亡した者は、計上しません。

平成15年6月1か月間の
新入院患者数

6月に新たに入院した患者の合計を記入してください。

1. 入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も計上してください。
2. 在院中の患者が種別の異なる病床に移動した場合は、入退院手続きを行った場合のみ計上してください。

平成15年6月1か月間の
退院患者数

6月に退院した患者の合計を記入してください。

1. 入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も計上してください。
2. 在院中の患者が種別の異なる病床に移動した場合は、入退院手続きを行った場合のみ計上してください。

8 外来診療の状況 (平成15年6月1か月間)

初 診 患 者 数

外来における6月1日から6月30日までの毎日の初診患者数を合計した数を記入してください。

再 診 患 者 延 べ 数

6月1日から6月30日までの毎日の外来患者数から初診患者数を差し引いた数の合計数を記入してください。

ここで初診患者及び再診患者とは、社会保険等による初診料及び再診料が算定できるような外来患者をいいます。外来患者のなかには往診等の患者が含まれます。

休 診 日 数

外来診療において6月中で1日中休診した日数（臨時の場合も含みます）を記入してください。なお、休診日に臨時に急患などを診療した場合も休診日としてください。
また、土曜日のように半日休診の場合は、0.5日で計算してください。

9 処方状況 (平成15年6月1か月間)

平成15年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。

○以下の項目は介護保険事業に係る収入のある施設のみ記入してください。

12 介護サービスの延べ利用者数 (平成15年6月1か月間)

施設サービス延べ利用者数は、療養型介護療養施設サービス、痴呆疾患型介護療養施設サービス及び介護力強化型介護療養施設サービスの対象となる者の6月1日から6月30日までの毎日の利用者数（短期入所療養介護を除く）を合計した数を記入してください。

居宅サービス延べ利用者数は、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等（短期入所療養介護を含む）の対象となる者の6月1日から6月30日までの毎日の利用者数を合計した数を記入してください。

短期入所療養介護分は、居宅サービス延べ利用者数の「うち数」を記入してください。（医療と介護の費用区分を行う場合は、前記の施設サービス延べ利用者数に加算し、居宅サービス延べ利用者数から差し引くこととなります。）

- 13 医療保険・介護保険適用の食事延べ提供数
(平成15年6月1か月間) 平成15年6月1か月間に提供した延べ食数を医療保険・介護保険別にそれぞれ記入してください。
- 14 医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積
- 次に該当する医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積を小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。
なお、部門別構成については、参考資料(20頁)を参考にしてください。
- [病棟部門]
- 病床の延べ床面積 医療保険・介護保険適用の病床(ナースステーション、処置室、食堂、廊下等の附属施設を除く患者用の居室)の延べ床面積をそれぞれ記入してください。
- [診療部門]
- ①通所専用面積 通所・外来患者だけが利用する部分の延床面積を記入してください。
医療保険適用面積については、重度痴呆疾患デイ・ケア、リハビリテーション(理学、作業、言語療法等)、精神科作業療法、精神科デイ・ケア(ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアを含む)の専用面積について記入し、介護保険適用面積については、通所リハビリテーション、通所介護の専用面積について記入してください。医療と介護で共用している諸室については、両者に重複計上してください。
- ②一般外来部・待合いホール面積 各科診察室、処置室のほか医事、受付、各科待合いホール、カルテ倉庫などの諸室について記入してください。

「第 2 - 1 収支」の記入要領 (調査票 3、4 頁)

○この調査票には、平成15年6月の医業に関連するすべての収入とこれに対応するすべての費用を記入してください。家計分は含めないでください。

なお、費用につきましては、介護保険事業を実施している場合には、「第2-2」の調査票へ医療保険分と介護保険分に区分し、医療保険分のみを金額を記入してください。

○分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

「医業収入等」

I 医 業 収 入 [調査票①～⑨欄]

6月中に提供した医療サービスの対価をそれぞれに記入してください。その月に提供した医療サービスの対価を記入するものですから、現金としてまだ入っていない場合でも6月分の実績に基づいて支払基金、国保連などに請求すべき金額及び現金として徴収すべき金額の合計額を記入してください。

1 入 院 収 入 [調査票①～③欄]

(1) 保 険 診 療 収 入 (患者負担含む) [調査票①欄]

入院患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の診療分についての金額（未収分を含む）の総額です。

(2) 公 害 等 診 療 収 入 [調査票②欄]

公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収入 [調査票③欄]

入院患者の医療に係る収入で、自費診療収入、特別メニューの食事収入など（ただし特別の療養環境収入は除く）の金額を記入してください。

2 特別の療養環境収入 [調査票④欄]

入院患者の医療に係る収入で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。

3 外 来 収 入 [調査票⑤～⑦欄]

(1) 保 険 診 療 収 入 (患者負担含む) [調査票⑤欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の診療分についての金額（未収分を含む）の総額です。

(2) 公 害 等 診 療 収 入 [調査票⑥欄]

公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) そ の 他 収 入 [調査票⑦欄]

外来患者の医療に係る収入で、自費診療収入による収入などの金額を記入してください。

4 その他の医業収入 [調査票⑧欄]

次の(1)～(4)までの収入の合計額を記入してください。

- (1) 保健予防活動収入 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動にかかわる収入
- (2) 医療相談収入 人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動にかかわる収入
- (3) 受託検査・施設利用収入 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収入及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収入
- (4) その他の収入 文書料など前記の科目に属さない医業収入

保険査定減については、平成14年度（又は平成14年）実績の1/12の額をこの欄から減算し、調整してください。

Ⅱ 医 業 外 収 入 〔調査票⑩～⑫欄〕	
1 受取利息・配当金 〔調査票⑩欄〕	<u>平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を記入してください。</u>
2 その他の医業外収入 〔調査票⑪欄〕	有価証券売却益、患者外給食収入及び日常生活に必要となる費用の利用料等をいいます。補助金・負担金はこの欄ではなく「補助金・負担金等」の欄に記入してください。
Ⅲ 介 護 収 入 〔調査票⑬～⑰欄〕	介護保険事業に係る収入がある場合には、これを「介護収入」の欄に記入し、医業に係る収入から介護収入を差し引いた収入を「医業収入」の欄に記入してください。
施設サービス収入 〔調査票⑬欄〕	施設サービスに係る収入（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。ただし、いずれも 6 月中の施設サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。
居宅サービス収入 〔調査票⑭欄〕	居宅サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも 6 月中の居宅サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。
（うち）短期入所療養介護収入 〔調査票⑮欄〕	<u>前記居宅サービス収入のうち、「短期入所療養介護」に係る収入の金額を記入してください。（医療と介護の費用区分を行う場合は、前記施設サービス収入に加算し、居宅サービス収入から差し引くこととなります。）</u>
その他の介護収入 〔調査票⑯欄〕	文書料など前記の科目に属さない介護事業収入について記入してください。 <u>保険査定減については、平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額をこの欄から減算し、調整してください。</u>
Ⅳ 介 護 外 収 入 〔調査票⑱～㉑欄〕	
1 受取利息・配当金 〔調査票⑱欄〕	<u>平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を記入してください。</u>
2 その他の介護外収入 〔調査票⑲欄〕	有価証券売却益、患者外給食収入、日常生活に必要となる費用の利用料及び要介護認定のための主治医意見書等の文書料収入などをいいます。補助金・負担金はこの欄ではなく、「補助金・負担金等」の欄に記入してください。

※「Ⅱ医業外収入」と「Ⅳ介護外収入」の区分については、「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」（別添）における「費用区分 1」又は「費用区分 2」の「医業外収益」の区分方法により行ってください。

「医業費用等」

V 医業費用・介護費用
〔調査票①～⑫欄〕

1 給 与 費
〔調査票①欄〕

第3給与の「給与費等の合計」⑫の金額を記入してください。

2 医 薬 品 費
〔調査票②欄〕

6月中に費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費とは投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。

3 給 食 用 材 料 費
〔調査票③欄〕

6月中に費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

4 診療材料費・医療消耗器具備品費
〔調査票④欄〕

(1) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。

(2) 医療消耗器具備品費 ア. 注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

イ. 食器、ざる、食缶、鍋など患者給食用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

5 歯 科 材 料 費
〔調査票⑤欄〕

歯科用金銀パラジウム合金、歯科用銀合金、歯科用複合レジン充てん材料などの費消額をいいます。

6 経 費
〔調査票⑥欄〕

6月中に支払又は費消した金額を記入してください。「経費」に該当する費目は参考資料（19頁）を参考にしてください。

(うち) 光 熱 水 費
(燃料費含む)
〔調査票⑦欄〕

電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用

(うち) 土地賃借料
〔調査票⑧欄〕

土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料

(うち) 建物賃借料
〔調査票⑨欄〕

建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して支払う賃料

(うち) 設備器械賃借料
〔調査票⑩欄〕

設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）

(うち) 医療機器賃借料
〔調査票⑪欄〕

設備、器械の使用料のうち、医療機器分の使用料のみ計上し記入してください。

なお、土地、建物、設備器械などを一括してリースしている場合には、合理的基準で按分して、それぞれの科目ごとの金額を記入してください。

(うち) その他の経費
〔調査票⑫欄〕

前記の科目に属さないその他の経費の金額を記入してください。

7 委 託 費 [調査票⑬～⑳欄]	検査、給食、寝具、洗濯、清掃、請求事務、経理、警備、各種器械保守など6月中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。 <u>年間委託の場合は、契約額の1/12の額を記入してください。</u>
(うち)検査委託費 [調査票⑭欄]	6月分の検査委託費の金額を記入してください。
(うち)患者用給食委託費 [調査票⑮欄]	6月分の患者用給食委託費(給食材料込みの委託を含む)の金額を記入してください。なお、患者用と職員用給食を一括して委託している場合には、 <u>給食数で按分するなどして、患者用給食に係る金額のみを記入してください。</u>
(うち)寝具・洗濯・賃貸費 [調査票⑯欄]	6月分の病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。
(うち)病衣洗濯・賃貸委託費 [調査票⑰欄]	6月分の病衣に係る洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。
(うち)医療用廃棄物委託費 [調査票⑱欄]	6月分の医療用廃棄物委託費の金額を記入してください。
(うち)歯科技工委託費 [調査票⑲欄]	6月分の歯科技工委託費の金額を記入してください。
(うち)医療事務委託費 [調査票⑳欄]	6月分の医療事務委託費の金額を記入してください。
(うち)その他の委託費 [調査票㉑欄]	6月分の前記の科目に属さない委託費の金額を記入してください。
8 減 価 償 却 費 [調査票㉒～㉕欄]	建物、建物付属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費を、 <u>平成14年度(又は平成14年)末現在の資産総額に基づいて算定された総額の1/12の額を記入してください。</u>
(うち)建物減価償却費 [調査票㉓欄]	建物の減価償却費を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票㉔欄]	医療機器の減価償却費を記入してください。
(うち)その他の減価償却費 [調査票㉕欄]	前記の科目に属さない減価償却費を記入してください。
9 その他の医業費用 [調査票㉖欄]	研究研修費(研究材料の費用、研究研修用図書購入費、学会への参加旅費などの <u>平成14年度(又は平成14年)実績の1/12の額</u> 、本部費・本部役員報酬(病院の負担に属する額)をいいます。)

VI 医業外費用・介護外費用
〔調査票㉔～㉖欄〕

1 支 払 利 息
〔調査票㉔欄〕

平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を記入してください。

2 その他の医業外費用
〔調査票㉕欄〕

有価証券売却損、患者外給食用材料費、貸倒損失などをいいます。

「特別損益等」

VII 特 別 損 益
〔調査票㉗、㉘欄〕

1 特 別 利 益
〔調査票㉗欄〕

固定資産売却益など特別利益（補助金・負担金を除く）の平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を記入してください。

2 特 別 損 失
〔調査票㉘欄〕

固定資産売却損など特別損失の平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を記入してください。

VIII 補 助 金 ・ 負 担 金 等
〔調査票㉙～㉛欄〕

国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を該当する欄に記入してください。

「第 2 - 2 収支」の記入要領（調査票 5、6 頁）

○この調査票は、介護保険事業に係る収入のある病院のみ記入してください。

○この調査票へは、「第 2 - 1 収支」で記入していただいた収支のうち、「医業費用・介護費用」、「医業外費用・介護外費用」、「特別損益」及び「補助金・負担金等」について医療保険分と介護保険分に区分していただき、そのうちの医療保険分のみを記入してください。

なお、費用の区分方法については、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参照してください。

◆「費用区分 1」で記入する場合

「○「費用区分 1（医療と介護の区分方法で、原則として実際に要した費用の区分方法）」用」（5 頁）及び「○「費用区分 1」、「費用区分 2」共通」（6 頁）について、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参考に費用区分を行い、そのうちの医療保険分の費用及び額を記入してください。

◆「費用区分 2」で記入する場合

(1) 「○「費用区分 2（「費用区分 1」により算出が困難な場合の区分方法）」用」（6 頁）及び「○「費用区分 1」、「費用区分 2」共通」（6 頁）について、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参考に費用区分を行い、そのうちの医療保険分の費用及び額を記入してください。

(2) 「○「費用区分 2（「費用区分 1」により算出が困難な場合の区分方法）」用」につきましては、調査票「第 2 - 1 収支」の医業費用の科目のうち「給与費」、「経費（うち）その他の経費」、「その他の医業費用」についてのみ費用区分を行い記入していただくものです。

なお、前記の科目に属さない医業費用につきましては、「第 1 基本データ」を基に事務局において、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」の手順に従い区分させていただきます。